

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部改正について

1 報告の経緯

令和元年度の組織改編に伴い、熊本県行政文書管理規程を令和元年3月29日に改正、4月1日に施行。また、工業標準化法の一部改正に伴い同規程を令和元年10月23日に改正し、同日施行した。

今回の改正は行政文書の管理方法の変更ではなく、形式的な変更であることから、今回の委員会に事後報告するものである。

2 改正の概要

(1) 組織改編に伴う改正

組織改編に伴い次のとおり改正を行った。

- | |
|-----------------|
| ① 全ての係を班に移行 |
| ② 学校安全・安心推進課を新設 |

(2) 工業標準化法の一部改正に伴う改正

工業標準化法の一部が改正され（※）、これにより「日本工業規格」等が改正され、用紙の大きさ等に引用されている「日本工業規格」の用語を改正する必要があったことなどから、次のとおり改正を行った。

- | |
|---------------|
| ① 様式の寸法の表記を削除 |
|---------------|

※ 工業標準化法 改正：平成30年5月30日、施行：令和元年7月1日

3 改正点

別添「熊本県教育委員会行政文書管理規程新旧対照表」のとおり

- ・組織改編に伴う改正・・・・・・・・・・

資料 6 - 2

- ・工業標準化法の一部改正に伴う改正・・

資料 6 - 3
